

令和7年度 糸島市商工会利子補給事業に関するQ&A

利子補給の対象

Q: 利子補給を受けられる対象者は?

A: 次の(1)、(2)の事業資金を利用される方で、以下の各号のいずれにも該当する方。

- (1) 糸島市内で起業する方、または創業後1年以内の方で、令和6年度に起業に伴う資金を(株)日本政策金融公庫から借入を行った方。
- (2) 令和6年度中に(株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の借入または借換を行った方。
 - 1 市税等の滞納が無い方。
 - 2 借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い方。
 - 3 申請時点で、糸島市内で事業を継続している方。

※借入の日付は、申込日ではなく貸付実行日を基準

※糸島市内に店舗・事務所等があること

Q: 糸島市民でなくても申請できるか?

A: 上記の申請対象に該当する方であれば、住まいが糸島市外の方でも申請できます。

Q: 商工会の会員だけが対象か?

A: 起業に伴う事業資金の借入を行った方は、非会員でも対象です。

(※ほとんどの業種の方が対象になりますが、事業規模や所定の条件など制限がありますので、詳しくは糸島市商工会又は(株)日本政策金融公庫にお尋ねください。)

Q: (株)日本政策金融公庫以外の民間金融機関等の借入は対象か?

A: 対象としません。

Q: 資金使途は何でも良いのか?

A: 事業資金(運転・設備)に限ります。(※制度上、事業資金のみの借入しかできません。)

Q: 小規模事業者経営改善資金(マル経資金)と起業資金を令和6年度中に2つ借入れた場合はどうなるのか?

A: 利息を合算し、5万円の範囲内で利子補給の対象とします。

Q: 条件変更した案件も対象になるのか?

A: 条件変更した案件であっても、それまでに遅滞がなく変更後も正常に返済すれば対象となります。

Q：据置期間を申請した場合はどうなるのか？

A：据置期間の利息を対象とします。

利子補給の金額

Q：利子補給の金額は？

A：令和6年度の貸付実行日から、1年経過する日までの支払利息の金額です。但し、対象期間は、令和8年1月末日までです。上限は5万円です。

※補助金請求時の補助金予算の範囲内に限ります。

Q：補助金に限りはあるか？

A：補助金予算の範囲内での金額になります。この場合、商工会への申請順に予算の範囲内での交付となります。

金融相談窓口・申込先

Q：金融相談の申込先は？

A：糸島市商工会又は、株日本政策金融公庫福岡西支店です。

申請手続き

Q：利子補給の申請はどこが窓口か？

A：糸島市商工会です。

Q：申請の手続きは？

A：1、所定の申請書に必要事項を記入し次の添付書類を添えて商工会へご提出ください。

- ① 市税に滞納の無いことの証明書
- ② 事業の継続を確認できる書類（確定申告者や請求書等）

2、提出された書類を審査した後、補助金交付の可否を通知いたしますので、
決定後、所定の請求書に必要書類を添付のうえ、商工会へ提出いただきます。

Q：申請書類等の押印は実印か？

A：認印で結構です。（シャチハタ不可）

Q：利子補給の補助金はいつ申請できるのか？

A：貸付の1年経過後が令和7年度になるため、令和7年度に申請可能です。申請日は、
令和6年度の貸付実行日から1年経過する日以降になります。

※貸付実行日から 1 年経過する日が 1 月 31 日以降になる場合は、補助対象期間が 1 月 31 日までのため、1 月の支払日から申請が可能となります。

※令和 6 年度中に一括返済を行った場合についても令和 7 年度の申請となります。

Q：また、補助金の受け取り方法は？

A：補助金は、申請者名義の口座への振込みにて行います

※振込手数料は商工会で負担いたします

Q：融資実行日が令和 7 年 3 月（令和 6 年度）で返済開始が令和 7 年 4 月（令和 7 年度）からの場合、1 年後は令和 8 年の 3 月となり、令和 7 年度内の利息の支払が 1 年に満たないが申請できるのか？

A：貸付実行後から令和 8 年 1 月末日までの支払いが正常に行われていれば利子補給の対象になります。また、対象期間は貸付実行日から令和 8 年 1 月末日までの期間となりますので、交付額は 10 か月分の支払利息の金額となります。